平成22年8月9日

各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
株式会社プロパスト
代表取締役社長　津江　真行
（コード番号：3236）
問い合わせ先　経営企画部長　矢野　義晃
電話　03－6853－3100

民事再生手続における再生計画案の変更並びに「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成22年8月9日開催の取締役会により、平成22年8月25日開催予定の債権者集会において、裁判所の許可を得て再生計画案を変更する手続を経ることを条件として、再生計画案を変更することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、平成22年7月30日付で公表いたしました「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」の内容について、一部訂正がありましたので併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．民事再生手続における再生計画案の変更について

平成22年7月15日付で公表いたしました「再生計画案付議決定に関するお知らせ」に記載の通り、当社は、平成22年7月7日、東京地方裁判所に対し、再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を提出し、同月14日、同裁判所より本再生計画案を債権者集会の決議に付する旨の決定を受けております。

本再生計画案に基づく現金弁済については、平成22年7月7日付で公表いたしました「民事再生手続における再生計画案の提出のお知らせ」に記載の通り、当社は、法人税の欠損金の繰戻しによる還付金5,350百万円（以下「本還付金」といいます。）から延滞税を含む未納租税債権の支払い及び予定納税資金に充てた残金約250百万円（以下「本還付金残金」といいます。）の約3分の2にあたる額に、前代表取締役森俊一氏からの70百万円の私財提供分を加えた額を弁済原資として、再生債権者に対して現金で弁済を行うこととし、かかる弁済原資を前提に、再生債権の100万円以下の部分についてはその100%を弁済し、再生債権の100万円を超える部分については、再生債権から100万円を控除した金額の0.4%に相当する金額を弁済することとしておりました。

この度、当社は、平成22年7月21日付で、東京都より合計約91百万円の延滞金減免の許可を受け、本再生計画案の策定時における想定よりも本還付金から充てられる未納租税債権の額が減少することになった結果、本還付金残金が約91百万円増加し、約341百万円となることになりました。

かかる本還付金残金の増加を受け、当社としましては、本還付金残金の増加額である約91百万円の約3分の2にあたる60百万円を再生債権への弁済原資に加えて追加弁済（以下「本追加弁済」といいます。）することについて検討して参りましたが、本追加弁済は本再生計画案を債権者の皆様にとって有利に変更するものとして、本日付

で、民事再生法の定めに従って本再生計画案を変更する手続を行うことを決定いたしました。上記の通り本再生計画案が変更され、本追加弁済が実施された場合、再生債権のうち100万円を超える部分に対する弁済率は、本追加弁済分の0.17%が加算され、従来の0.4%と合わせて、合計0.57%となる予定であります。

なお、上記の本再生計画案の変更及び本追加弁済の実施につきましては、民事再生法の定めに従い、平成22年8月25日開催予定の債権者集会において、裁判所の許可を得て再生計画案を変更する手続を経ることが条件となります。

Ⅱ.「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成22年7月30日付で公表いたしました「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」の内容について、一部訂正がありましたのでお知らせいたします。

なお、訂正箇所は二重下線で示しております。

【訂正箇所】

5．発行条件等の合理性 ［本文 5ページ及び6ページ］

1．訂正理由

発行価額の算定の際に参考とした参考価格の算定に当たっての平均値の期間の取り方について、その期間が発行決議日である平成22年7月30日の直前2か月を基準とした直近約10週間の期間であることを明確にし、記載内容を正確なものにするため、これを訂正するものであります。

2．訂正内容

（1）発行価額の算定根拠及びその具体的内容

【訂正前】

＜普通株式＞

本普通株式第三者割当における当社普通株式1株当たりの発行価額は、発行決議日である平成22年7月30日の直前2か月間（平成22年5月28日から平成22年7月29日まで）のJASDAQ市場における当社普通株式終値の平均値（1円未満は切り捨てます。）である6,450円を参考価格として、4,000円（ディスカウント率37.98%）といたしました。

上記参考価格を採用いたしました理由は以下のとおりです。

当社普通株式の株価の参考値として、発行決議日から一定期間の平均値を参考としたのは、当社普通株式の民事再生手続開始の申立日以降の株価変動性（ボラティリティ）の高さ（なお、民事再生手続開始の申立日の前日の当社普通株式の時価（終値）は1,280円である一方で、本普通株式第三者割当の発行決議日の前日の当社普通株式の時価（終値）は7,490円であり、およそ5.85倍となっています。）を考慮して、特定の一時点を参考とするよりも、一定期間の平均値とするのが妥当と判断したためです。また、平成22年5月28日から平成22年7月29日までの2か月間を平均値の算定期間としたのは、平成22年5月14日に公表いたしました当社の民事再生手続開始の申立て及び本再建計画の内容が株価に反映される期間として適切と考えたことによります。

発行価格を参考価格より37.98%ディスカウントした理由は以下のとおりです。

当社は、第三者評価機関である寺山公認会計士事務所に対して当社普通株式の価値の算定を依頼し、第三者割当増資における普通株式評価報告書（以下「本普通株式評価報告書」といいます。）を取得しております。本普通株式評価報告書においては、各種手法（DCF 法、市場株価法、類似会社比準法及び時価純資産法）の採否を検討した結果、当社の普通株式の算出に当たっては、DCF 法によることが適当であると判断の上、一定の前提（当社の財務資料、事業計画等）に基づいて DCF 法により当社普通株式 1 株当たりの価値を 3,166 円から 5,024 円と算定しております。当社としては、発行価格である 4,000 円（ディスカウント率 37.98%）は、かかる算定結果の範囲内であり、妥当なものと判断しております。また、37.98%というディスカウント率は、民事再生手続中の会社である当社に対して出資することのリスク、民事再生手続開始の申立日以降の株価変動性（ボラティリティ）の高さ、本普通株式第三者割当の発行決議日から払込期日までの期間、さらには、本優先株式第三者割当による普通株式に対する剰余金の配当の劣後化及び大規模な希薄化の影響等を考慮の上、割当先との交渉の結果、決定したものであり、外部からの資金調達の条件として合理的な内容であると考えております。

もっとも、かかる 37.98%のディスカウントは、外部からの資金調達のために必要と考えられるものの、割当先に対して特に有利な価額と考えられることから、本定時株主総会における特別決議による承認を条件に本普通株式第三者割当を実施します。

＜第 1 種優先株式＞

本優先株式第三者割当における第 1 種優先株式 1 株当たりの発行価額は、第 1 種優先株式には、第 1 種優先株式 1 株に対して普通株式 2 株を取得できる取得請求権が付されていること、当該取得請求権の行使期間、優先配当の内容その他第 1 種優先株式の条件等を考慮して、平成 22 年 7 月 30 日の直前 2 か月間（平成 22 年 5 月 28 日から平成 22 年 7 月 29 日まで）の JASDAQ 市場における当社普通株式終値の平均値（1 円未満は切り捨てます。）である 6,450 円を参考価格として、4,000 円（ディスカウント率 37.98%）と決定された本普通株式第三者割当における当社普通株式 1 株当たり発行価額の 2 倍である 8,000 円といたしました。また、当社は、第三者評価機関である寺山公認会計士事務所に対して第 1 種優先株式の価値の算定を依頼し、一定の前提に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第 1 種優先株式の価値を算出したところ、第 1 種優先株式 1 株当たりの価値は 7,869 円であったことから、かかる結果からも第 1 種優先株式 1 株当たりの発行価額を 8,000 円とすることの合理性が裏付けられるものと考えております。

もっとも、第 1 種優先株式の公正な価値についてはその計算が非常に高度かつ複雑であること、さらには、第 1 種優先株式 1 株当たりの発行価額の算出の基礎とした当社普通株式の価値は、前述のとおり平成 22 年 7 月 30 日の直前 2 か月間の JASDAQ 市場における当社普通株式終値の平均値から 37.98%ディスカウントした金額であること等から、第 1 種優先株式の発行価額についても、割当先に対して特に有利な払込金額であるとされる可能性が否定できないため、本定時株主総会において、株主の皆様より特別決議によるご承認を頂いた上で、本優先株式第三者割当を実施します。

【訂正後】

＜普通株式＞

本普通株式第三者割当における当社普通株式 1 株当たりの発行価額は、発行決議日である平成 22 年 7 月 30 日の直前 2 か月を基準とした平成 22 年 5 月 24 日から平成 22 年 7 月 29 日までの期間の JASDAQ 市場における当社普通株式終値の平均値（1 円未満は切り捨てます。）である 6,450 円を参考価格として、4,000 円（ディスカウント率

37.98%）といたしました。

上記参考価格を採用いたしました理由は以下のとおりです。

当社普通株式の株価の参考値として、発行決議日から一定期間の平均値を参考としたのは、当社普通株式の民事再生手続開始の申立日以降の株価変動性（ボラティリティ）の高さ（なお、民事再生手続開始の申立日の前日の当社普通株式の時価（終値）は1,280円である一方で、本普通株式第三者割当の発行決議日の前日の当社普通株式の時価（終値）は7,490円であり、およそ5.85倍となっています。）を考慮して、特定の一時点を参考とするよりも、一定期間の平均値とするのが妥当と判断したためです。また、平成22年5月24日から平成22年7月29日までの期間を平均値の算定期間としたのは、平成22年5月14日に公表いたしました当社の民事再生手続開始の申立て及び本再建計画の内容が株価に反映される期間として適切と考えたことによります。

発行価格を参考価格より37.98%ディスカウントした理由は以下のとおりです。

当社は、第三者評価機関である寺山公認会計士事務所に対して当社普通株式の価値の算定を依頼し、第三者割当増資における普通株式評価報告書（以下「本普通株式評価報告書」といいます。）を取得しております。本普通株式評価報告書においては、各種手法（DCF法、市場株価法、類似会社比準法及び時価純資産法）の採否を検討した結果、当社の普通株式の算出に当たっては、DCF法によることが適当であると判断の上、一定の前提（当社の財務資料、事業計画等）に基づいてDCF法により当社普通株式1株当たりの価値を3,166円から5,024円と算定しております。当社としては、発行価格である4,000円（ディスカウント率37.98%）は、かかる算定結果の範囲内であり、妥当なものと判断しております。また、37.98%というディスカウント率は、民事再生手続中の会社である当社に対して出資することのリスク、民事再生手続開始の申立日以降の株価変動性（ボラティリティ）の高さ、本普通株式第三者割当の発行決議日から払込期日までの期間、さらには、本優先株式第三者割当による普通株式に対する剰余金の配当の劣後化及び大規模な希薄化の影響等を考慮の上、割当先との交渉の結果、決定したものであり、外部からの資金調達の条件として合理的な内容であると考えております。

もっとも、かかる37.98%のディスカウントは、外部からの資金調達のために必要と考えられるものの、割当先に対して特に有利な価額と考えられることから、本定時株主総会における特別決議による承認を条件に本普通株式第三者割当を実施します。

＜第1種優先株式＞

本優先株式第三者割当における第1種優先株式1株当たりの発行価額は、第1種優先株式には、第1種優先株式1株に対して普通株式2株を取得できる取得請求権が付されていること、当該取得請求権の行使期間、優先配当の内容その他第1種優先株式の条件等を考慮して、平成22年7月30日の直前2か月を基準とした平成22年5月24日から平成22年7月29日までの期間のJASDAQ市場における当社普通株式終値の平均値（1円未満は切り捨てます。）である6,450円を参考価格として、4,000円（ディスカウント率37.98%）と決定された本普通株式第三者割当における当社普通株式1株当たり発行価額の2倍である8,000円といたしました。また、当社は、第三者評価機関である寺山公認会計士事務所に対して第1種優先株式の価値の算定を依頼し、一定の前提に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第1種優先株式の価値を算出したところ、第1種優先株式1株当たりの価値は7,869円であったことから、かかる結果からも第1種優先株式1株当たりの発行価額を8,000円とすることの合理性が裏付けられるものと考えております。

もっとも、第1種優先株式の公正な価値についてはその計算が非常に高度かつ複雑であること、さらには、第1種優先株式1株当たりの発行価額の算出の基礎とした当社普通株式の価値は、前述のとおり平成22年5月24日か

ら平成22年7月29日までの期間のJASDAQ市場における当社普通株式終値の平均値から37.98%ディスカウントした金額であること等から、第1種優先株式の発行価額についても、割当先に対して特に有利な払込金額であるとされる可能性が否定できないため、本定時株主総会において、株主の皆様より特別決議によるご承認を頂いた上で、本優先株式第三者割当を実施します。

【訂正箇所】

別紙2　第1種優先株式発行要領　14. 普通株式を対価とする取得請求権　［別紙2　3ページ］

1．訂正理由

第1種優先株式に係る取得比率調整式の記載について一部誤りがあったため、これを訂正するものであります。

2．訂正内容

⑵ 取得の条件

【訂正前】

ロ　取得比率の調整

（a）　当社は、第1種優先株式の発行後、下記（b）に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）をもって取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（以下省略）

【訂正後】

ロ　取得比率の調整

（a）　当社は、第1種優先株式の発行後、下記（b）に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）をもって取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

（以下省略）

【訂正箇所】

別紙3　定款変更案　［別紙3　10ページ］

1．訂正理由

第1種優先株式に係る取得比率調整式の記載について一部誤りがあったため、これを訂正するものであります。

２．訂正内容

【訂正前】

現　　行	変　　更　　案
（前略） 【新設】 （以下省略）	（前略） ロ　取得比率の調整 （ａ）当会社は、第１種優先株式の発行後、下記（ｂ）に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）をもって取得比率を調整する。 $\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \dfrac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ （以下省略）

【訂正後】

現　　行	変　　更　　案
（前略） 【新設】 （以下省略）	（前略） ロ　取得比率の調整 （ａ）当会社は、第１種優先株式の発行後、下記（ｂ）に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）をもって取得比率を調整する。 $\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \dfrac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}$ （以下省略）

以上